

第23回期 第6回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成29年12月15日(金) 午後3時00分から午後3時45分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員11人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 正一
同 (同)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (中根松)		江田 利光
同 (大草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 (染)		川音 光平
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員(1人)

委 員	2番	酒井 秀忠
-----	----	-------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

4件

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の作成に対する決定について

2件

議案第13号 非農地判断について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真

主 査 木谷 裕人

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第6回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あらためまして、こんにちは。平成29年も残すところわずかになり、何かと大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございました。また、先日から開催されておりました、役場主催の人・農地プランの見直しに向けた座談会では、皆様方にも大変お忙しい中ご協力を願ひまして、誠にありがとうございました。席上、皆さんどこの地区も同じかと思うのですが、出し手と受け手の関係なのですが、出し手は増える一方ですが受け手となる後継者がなかなか育たないということで、どの地区も大変苦しい状況だと思います。そんな中で、普及所や農地中間管理機構の方からも、色々な補助事業がありますよという話がありましたが、なかなか該当させるのに難しいような気がするのですが、そのような点もこれから皆さんと共に相談しながら、役場の方のスケジュールとしましては、3月の中旬頃までにプランの結果報告となっておりますので、ビジョン作りに我々も全面的に協力していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。また、11月30日付で農地利用意向調査書を発送しております。これにつきましても、私の地元でも何人かから問い合わせ等がございましたが、皆さんの方にも問い合わせ等がありましたなら、事務局の方と相談しながら全て回収に努めていきたいと思ひますので、これにつきましてもご協力の程よろしくお願ひいたします。また、今日は6時から忘年会を開催する予定で、通常より開会時間が遅れての農業委員会総会でございます。忘年会には、町長も同席されるということで予定しておりますので、その中で皆さんと共に歓談していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。 本日の議案につきましてもは3件でございますので、いつものように慎重なご審議の程よろしくお願ひいたします。 本日の農業委員の出席は10名中9名です。なお、本日、2番、酒井秀忠委員より欠席の旨通告がありましたので報告いたします。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第6回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は11名中11名、全員です。 議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、3番、鈴木政吉委員、4番、小針賢一委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の木谷主査を指名いたします。 日程第3、議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について上程い</p>

事務局長	<p>たします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>事務局の議案朗読が終わりましたので皆様にお諮りします。議案第11号、農地法第3条①から④については関連がありますので一括して審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案の審議に入りたいと思いますが、議案第11号農地法第3条①②については、 委員、③④は 委員の母がそれぞれ譲渡人、譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席させていただきます。</p> <p>(委員退室)</p>
会 長	<p>議案第11号、農地法第3条①から④について、中根松地区副担当の5番、会田嘉治委員の調査報告および意見を求めます。</p>
5 番	<p>中根松地区副担当の農業委員、会田です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第11号、農地法第3条第1項について、調査結果の報告および意見を申し上げます。</p> <p>この件は所有権の移転、交換の申請であり、申請の一覧のとおりとなっております。 さんと さんの名義が地番ごとに分かれています。また さんの方は、名義がどの地番とも同じです。12月10日、担当の江田委員、譲渡人、譲受人立会いの下聞き取り調査をしてみました。申請した土地は さん、 さん、 さん、同じ根岸地内にあり、昔交換してあったのですが、互いに名義変更の手続きがなされていなかったため、今回申請されたということですが、</p> <p>農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であると思いますので、ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。事務局より補足説明申し上げます。</p> <p>本申請は、昔交換してあった土地の登記名義変更がなされずに、そのままになっていることが最近になって分かったため、その名義を整理することを希望した さん世帯および さんからそれぞれ申請書が提出されたもので、申請地につきましては先月、農業者年金の関係で さんから さんが贈与を受けたものと、 さんの母 さん名義の畑、そして さんの畑となりま</p>

<p>会 長</p>	<p>す。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、■■■さん世帯、■■■さん世帯の本議案の取得面積後の経営面積はいずれも30アールを超えていることや、もともと交換されていたもので、これまで同様の耕作が行われることなどから、いずれにも該当せず問題ないものと思われます。以上でございます。</p> <p>地区副担当及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第11号①から④について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第11号、農地法第3条①から④について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第11号、農地法第3条①から④は許可決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、■■■委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(■■■委員着席)</p>
<p>会 長</p>	<p>■■■委員に報告します。議案第11号、農地法第3条①から④まで全て許可決定されました。</p> <p>次に、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読および説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>番号①について補足説明をいたします。</p> <p>被設定人の■■■さんは先月、認定農業者として認定を受けた前農業委員会会長、■■■さんの息子さんであります。設定人の■■■さんは根岸の方で、今回利用権を設定しようとする農地は、大字中根字中根の田2筆の3, 339㎡となります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である一つ目、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。二つ目、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。三つ目、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。の、いずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>

会 長	この集積計画①に対し中根松地区推進委員、江田利光の意見を求めます。
江田委員	<p>中根松地区担当推進委員の江田利光です。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたとおりで、■■■■さんにおかれましては認定農業者でもあり、今回の集積計画は問題ないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。</p> <p>次に、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条②について、事務局より議案の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の■■■■さんは、皆様ご存じのとおり農業委員で、また認定農業者であり、人・農地プランにおいても滝輪地区の担い手として名前があがっております。設定人の■■■■さんも同じく滝輪の方で、今回利用権を設定しようとする農地は滝輪のニュータウンの下にある田767㎡でとなります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、先ほども申しあげました3つの要件についてはいずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
会 長	この集積計画②に対し浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の意見を求めます。
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪地区推進委員、石塚です。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、今回の利用権設定を受ける■■■■さんにつきましては、水稻283a、畑65aで、繁殖牛のトウモロコシと牧草を作付しております。借受事由については、滝輪池田地区は自分の畑が近くであり、牧草やトウモロコシを作付けしているので労働的に楽であり、作業率が良くお借りしたいということです。■■■■さんの現在の農業経営状況から見て、基盤法第18条第3項第2号のいずれも満たしていると思われ、今回の集積計画は問題</p>

<p>会 長</p>	<p>ないものと考えます。以上です。</p> <p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画②について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画②については決定いたします。 次に、議案第13号、非農地判断について上程いたします。事務局より議案の朗読および説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>説明になりますが、次ページ以降がそのリストになっております。これまでも総会等において、皆様に何度かご説明させていただきました非農地判断について、今回の議案にかけさせていただきました。</p> <p>農地・非農地の判断は、国が示した運用通知において、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。</p> <p>今回、議案にかけました田333筆、139,659.8㎡、畑401筆、212,892.11㎡、合計734筆、352,551.91㎡については、今年皆様方に行っていただいた利用状況調査において再生困難、いわゆるB分類の判定をされたもののうち、現況が宅地や雑種地などの農地法違反の可能性のあるものなど、非農地判断することが適切でないこととされているものを除いたものとなっております。今回議決されますと、所有者のほか法務局、県および町課税部局に非農地判断された旨の通知をし、農地台帳の整理がなされることとなります。なお、所有者に対する通知には国の定める様式とは別に、Q&Aを添える形で送付したいと考えております。配布資料に、非農地通知書の様式と緑色のQ&Aの紙となっております。以上、ご審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第13号、非農地判断について、質疑ございませんか。</p>

3 番	はい。
会 長	はい。
3 番	このQ&Aの用紙ですが、これは個別に同封されるのですか。本人に。
事務局長	はい、一緒に同封します。
3 番	これを農業委員にお伺いを立てられた時には、どう説明したら良いですか。
事務局長	このQ&Aに沿って説明していただきご理解いただければと思うのですが、難しいような案件とか、あるいは地目変更登記をしたいという相談になれば、いずれにしても農業委員会の方においでいただくようになると思います。
3 番	本人がいない場合は。
事務局長	本人が地元になくて農業委員さんに電話等で相談があった場合ですか。
3 番	福貴作に一人いるのですが、所有者がどこにいるのか分からなくて、家族も教えてくれないのです。娘さんはいるのですが。ですが、娘さんは異議申し立てできませんよね。第三者は、このQ&A使えないですよね。
事務局長	このQ&Aについては、非農地通知書がどういう意味合いを持っているのかということについての説明です。なので、第三者と言いますか、皆さんにもこれはご理解いただきたいのですが、そういうことではないですか。
3 番	はい、そういうことではなくて、所有者が去年からいないのです。
事務局長	リストアップされた土地の所有者がいないのですか。
3 番	そうです。
事務局長	家族の方はいらっしゃるのですか。
3 番	いません。空き家です。ということは、この書類を送っても届かないですよ。家に誰もいないので。近くに子供はいるのですが、当然そこに送るということはできませんよね。
事務局長	できません。
3 番	私たちもどこにいるのか教えてもらえないし、そういうケースの場合は事務局ではどういう対応を取るのですか。

木谷主査

私の方から一通り説明させていただきます。

まず郵送につきましては、現在所有者とされている方全員に一度は送ります。仮に届かないということで郵便局から返送があれば、税務課の方で課税通知書を送っている宛先を確認しますが、それでも送付できないという場合には基本的にこちらで一旦預かって、所有者を確知できない公示というのがあるのですが、所有者がどこにいるのか、生存しているのかどうか分からないという公示というものを行うこととなります。

それで、この非農地判定された通知書に関しましては、今年の5月にこれまでB分類と判定され、そのままになっていた約3,970筆について出しております。今回は、今年の調査に基づいてB分類に判定されたものの送付になるわけなのですが、もし農業委員さんと推進委員さんに問い合わせがあった場合には、基本的にこの非農地通知は、Q&Aの①にも書いてあるとおり、問題があるものを通知するものでもありません。罰則等もありません。なぜこういうことをやることになったかと言いますと、国の方で色々農地法の改正などがありまして、遊休農地の課税強化をする、要は固定資産税が倍くらいになるという税制改正がありましたが、そういう中で全部の遊休化された農地が課税強化、税金が上がってしまうというのはどうかということで、農業委員会の調査において遊休農地というよりも山林、原野化して、とても農地として再生はできないとされたものについては、農地台帳から外して農地ではなく原野とか山林として、課税の強化から外すような形になります。先ほど言いましたように、課税部局にこのリストは送られますので、固定資産税の賦課基準が1月1日ですので、固定資産税の税務当局の方では1月1日現在で山林、原野という形の現況課税に変わります。農地の評価額は宅地などよりも低いのですが、山林、原野というのは、農地よりもさらに低く5分の1とか10分の1くらいになるので、簡単に言えば課税強化ではなくて現況に合わせて山林、原野化することによって、税金が若干ですが下がるような形になります。そういった説明が、税金が安くなるとまでは書いてはおりませんが、Q&Aに書いてあります。⑤に書いてあるように、ご本人から農地台帳に戻してほしいというような話があった場合には、基本的には農地は耕作されている状況になれば農地台帳に戻すということにはなりません、農地台帳に戻すということは、来年以降も引き続き毎年の農地の調査の対象になりますし、課税強化の対象として残ったままになりますので、ご本人様が農地として再生する明確な意思があるのであればそれでもよろしいかと思うのですが、そうではないのであれば、非農地判断されて罰則があるわけではないので、そういった対象から外すという決定ですということで話をさせていただいて、何かあれば詳しくは事務局の方に聞いてみてくださいと言っただけであれば、私の方で内容について説明させていただきます。

それで、国の方の様式ではどうしても様式第4号ということで定められていますので、この様式で送らざるを得ない状況になっております。この中の文言としましては、農地に該当しない旨判断しましたのでお知らせします、その次に登記簿地目の変更登記を要請しますとなっておりますのはいるのですが、基本的には登記は本人の申請主義なので、ご本人が登記簿地目はそのまま良いとなれば、それはそれで結構です。逆に、この際だから登記簿の地目変更をしたいというのであれば、農業委員会事務局の方で地目変更登記の申請書の書き方等については説明させ

	<p>ていただきますので、その時には農業委員会に問い合わせさせていただくように言っ ていただきたいと思います。</p>
会 長	鈴木委員、今の説明でよろしいですか。
3 番	はい、分かりました。
会 長	<p>その他ありますか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第13号、非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する「農地」 に該当しない非農地と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第13号、非農地判断については決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p> <p>ないようですので事務局からお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。まず、先ほど会長からも話がありましたが、過日は人・農地プランの見 直しの説明会に参加いただき、色々お世話になりありがとうございました。</p> <p>次回総会ですが、1月12日金曜日午後3時を予定しております。総会終了後、 新年会も併せて開催する予定をしております。</p> <p>二つ目ですが、本日夕方6時より忘年会を開催いたします。会費は5,000 円といたします。総会終了後に徴収いたしますので、ご準備をお願いいたします。</p> <p>それから、平成29年度の後期農業委員会研修会が、30年2月6日火曜日、 郡山市の「ビッグパレットふくしま」で開催されます。都合がつかない方、参加 できない方につきましては、次回総会までに事務局までご連絡をいただきたいと 思います。</p> <p>あと、農業委員会手帳とのおねんの冊子を配布しておりますので、ご利用くだ さい。以上です。</p>
木谷主査	<p>私の方からお願いがあるのですが、来月の総会の時に総会が始まる前に、皆様 にお渡ししてあります農業委員会活動記録簿について、一旦お預かりをさせてい ただきまして、中身のコピーを取らせていただきたいと思います。総会終 了後に返すというような形で、国の方の申請等の関係で、12月までの活動状態 について記録したいので、来月こちらをお持ちいただき、総会の受け付けの際 に事務員に渡していただきたいと思います。</p> <p>それから、今日マイナンバーの用紙をお忘れになられた方は、申し訳ありませ んが来週中までに役場にお持ちいただきますようお願いいたします。</p> <p>もし来月の総会までに、活動記録簿で書き方等が分からないとか質問があれ</p>

	<p>ば、個別にご相談いただければと思います。国の方の制度が今までと変わりましたので12月の補正予算にも計上したのですが、基本給の上乗せの能率給ということでプラスの交付金が入ってくるようになりまして、3月の報酬支払時に、この活動記録簿に基づいた上乗せ分を合わせて皆さんにお支払いをさせていただきます。その交付金の上乗せなのですが、現在管内の農業委員会などとも調整しているので、概ね同じような形になると思いますが、一部を人数で割ったり、一部は活動の範囲となる農地の面積だったり、活動日数等に応じて配分するような形になるのかなと思われま。いずれにしても、今までより報酬が上がるような形になりますので、その辺をご承知おきください。以上です。</p>
江田委員	はい。
会 長	はい。
江田委員	活動記録簿なのですが、前回、色々な項目がある方ではなくても裏に自由に書き入れても良いということだったのですが、それでも大丈夫ですか。
木谷主査	個別にご相談いただければ、その内容を見させていただいて、それがどれに該当するのか説明させていただきますので、今日でなくても構いませんので時間がある時にあらためてご相談ください。
江田委員	はい、分かりました。
会 長	<p>それではすべて終了しましたが、他にありませんか。</p> <p>それでは、以上を持ちまして第6回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)